

PFIIの現状等について

平成26年9月9日

総務省自治財政局調整課課長補佐 鈴木健介

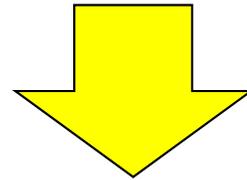
本日の内容

- 1 PFIIの現状について
- 2 最近の動向について
- 3 総務省における取組について

1 P F I の現状について

PFI (Private Finance Initiative)とは

- 公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する手法。
- 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)に基づき実施。



- 民間の資金、ノウハウ等の活用により、公共施設等の整備等にかかるコストの縮減。

- 国・地方とも財政状況の厳しい中で、真に必要な社会資本整備を公的資金のみでなく、民間の資金やノウハウを活用することにより効率的に進め、経済活性化及び経済成長を実現。

PFI法の概要

出典：内閣府PFI推進室

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号))

目的(第1条)

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与する

対象施設(公共施設等)(第2条)

- 公共施設(道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園等)
- 公用施設(庁舎、宿舍等)
- 賃貸住宅及び公益的施設(教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、駐車場等)
- 情報通信施設、熱供給施設、研究施設等
- 船舶、航空機、人工衛星等

公共施設等の管理者等(第2条)

- 各省各庁の長(衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長含む)
- 地方公共団体の長
- 独立行政法人、特殊法人その他の公共法人

基本方針(第4条)

特定事業の実施に関する基本的な方針(閣議決定)

株式会社民間資金等活用事業推進機構(第31条～第67条)

利用料金を自らの収入として徴収する公共施設等の整備等に対して出融資等を実施

PFI推進会議(第81条)

会長：内閣総理大臣 委員：国務大臣
基本方針の案の作成、関係行政機関相互の調整

PFI推進委員会(第83条)

委員：学識経験者から内閣総理大臣が任命(9名)
基本方針の審議、PFIの実施状況の調査審議

事業の実施

実施方針の策定・公表(第5条)

民間事業者による提案(第6条)

特定事業の選定(第7条)

※VFM評価(第11条第1項)

民間事業者の選定(第8条)

※総合評価方式が原則(第11条第2項)

選定事業者 - 選定事業の実施(第14条)

公共施設等運営権方式(第16条)

利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共施設等の管理者等が有したまま、運営権を民間事業者に設定する方式

支援措置等

- 国の債務負担5年→30年(第68条)
- 行政財産の貸付け(第69条、第70条)
PFI事業に供するため、国・地方の行政財産(土地・建物等)の貸付けが可能。
- 国公有財産の無償使用等(第71条)
PFI事業に供するため、国公有財産の無償・低廉な対価での使用が可能。

公共施設等の管理者等

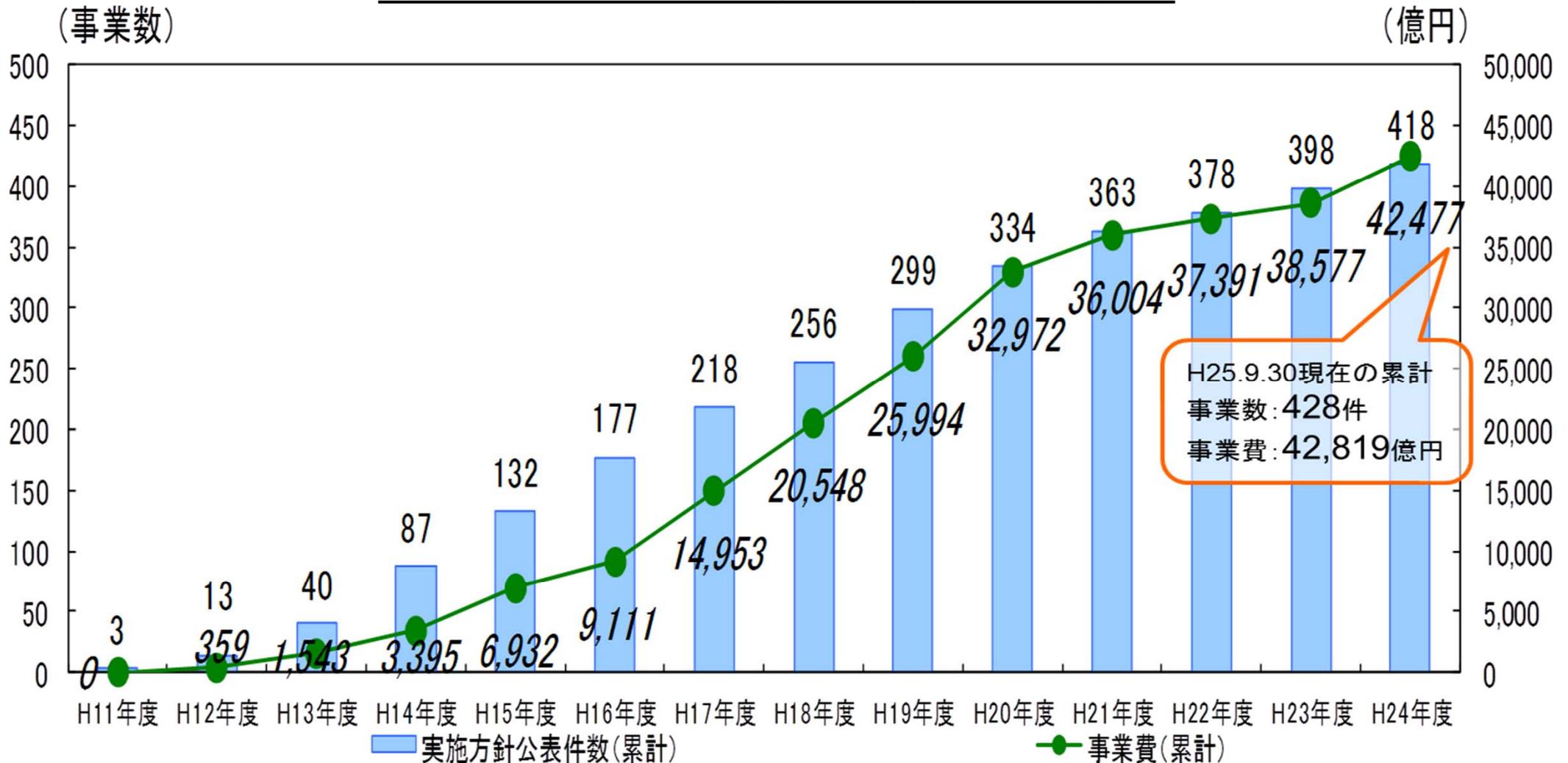
選定事業者 -

PFI事業の実施状況

出典：内閣府PFI推進室

事業数及び事業費の推移(累計)

(平成25年9月30日現在)



(注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握している事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

(注2) 事業費は、実施方針を公表した事業のうち、事業者選定により公共負担額が決定した事業の当初契約金額であり、内閣府調査において把握しているものの合計額。

(注3) グラフ中の事業費は、億円単位未満を四捨五入した数値。

PFI事業の実施状況

出典：内閣府PFI推進室

我が国におけるこれまでの約14年間のPFI導入実績（平成11年度～25年度上期）

国、地方公共団体等で実施方針等が公表された428件のうち、事業者決定等により公共負担額が決定したものは、

408件、4兆2,819億円の事業規模

7,954億円のVFMあり



PFI導入により、
国、地方公共団体等を通じた国全体の財政再建に寄与

PFI事業の実施状況

出典：内閣府PFI推進室

分野別実施方針公表件数

(平成25年9月30日現在)

分野	事業主体別			合計
	国	地方	その他	
教育と文化(文教施設、文化施設等)	2	107	35	144
生活と福祉(福祉施設等)	0	19	0	19
健康と環境(医療施設、廃棄物処理施設、斎場等)	0	73	2	75
産業(観光施設、農業振興施設等)	0	14	0	14
まちづくり(道路、公園、下水道施設、港湾施設等)	8	43	0	51
安心(警察施設、消防施設、行刑施設等)	8	14	0	22
庁舎と宿舎(事務庁舎、公務員宿舎等)	45	10	2	57
その他(複合施設等)	6	40	0	46
合計	69	320	39	428

(注1) サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン(概要)

出典: 内閣府PFI推進室

民間と地域の双方にとって魅力的なPPP/PFI事業として、今後10年間(平成25~34年)で12兆円規模に及ぶ下記の類型による事業を重点的に推進することとし、目指す類型ごとの事業規模及びその推進のための具体的取組は、下記のとおり。

(1) 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業 : 2~3兆円

< 具体的取組 >

- 空港、上下水道事業における運営権制度の積極的導入 等

(2) 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等 : 3~4兆円

< 具体的取組 >

- 高速道路(特に大規模改修が必要な首都高)など、公共施設の維持・更新にPPP的手法の導入検討 等

(3) 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業 : 2兆円

< 具体的取組 >

- 民間提案に係るガイドラインの発出や提案窓口の整備
- 政府横断的な案件形成支援のため、英国のInfrastructure UKを参考とした官民連携体制の構築 等

(4) その他の事業類型(維持管理・更新等における業績連動の導入、複数施設の包括化等) : 3兆円

< (1)~(4)の類型を通じた具体的取組 >

- PPP/PFIの抜本改革に重点的に取り組む各省庁及び地方公共団体に対する適切な評価を踏まえた各種補助金・交付金の重点化 等

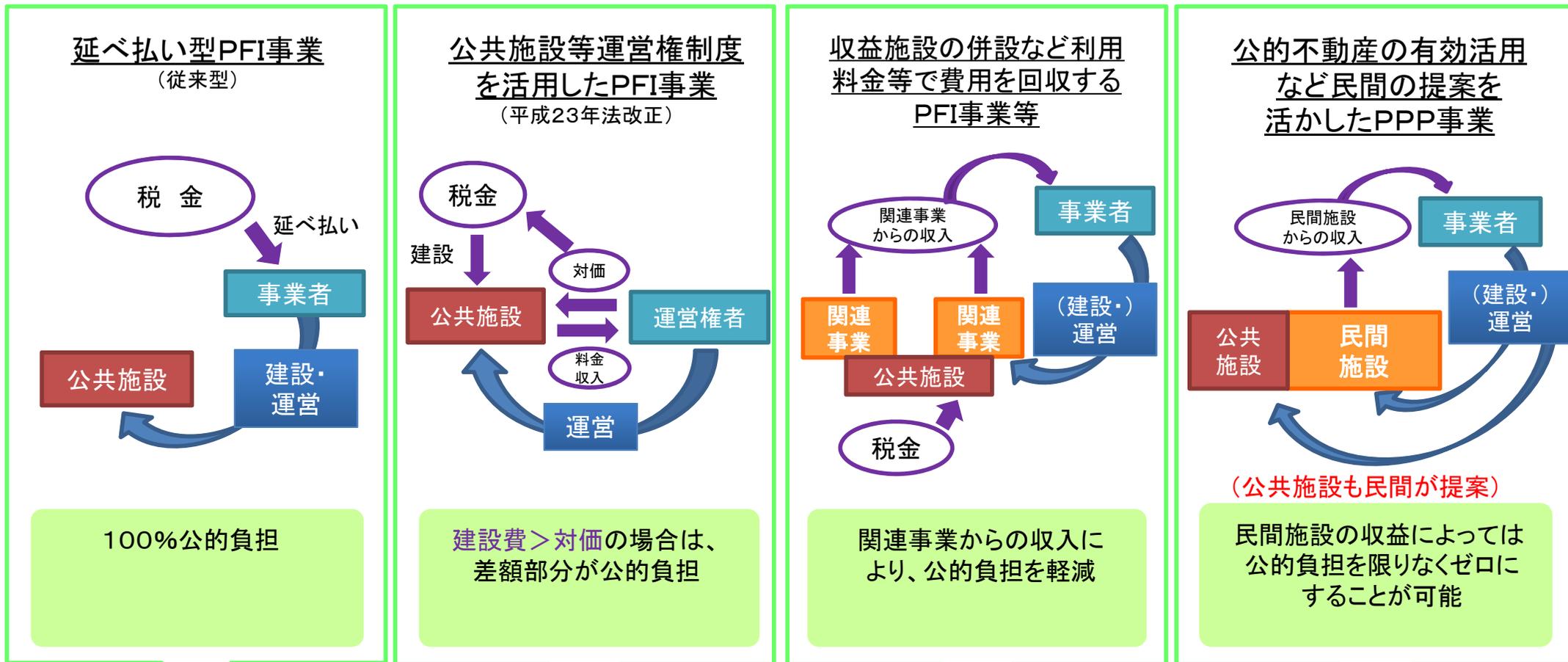
10~12
兆円^{*}

※事業規模目標については、民間の提案、イニチアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有するべきものとして設定したものである。

PPP/PFIの事業類型

出典：内閣府PFI推進室

 : 民間投資



民間の創意工夫・シナジー効果

事業例①

出典：内閣府PFI推進室

○神宮前一丁目民活再生プロジェクト

発注者	東京都	<p>施設概観・権利関係模式図</p>
施設概要	警察施設(警察署及び单身待機宿舎) 民間施設(住宅、オフィス、商業施設)	
事業内容	警察施設及び民間収益施設の設計、建設、 維持管理・運營業務 等	
事業期間	警察施設:約18年 民間施設:約50年	
VFM	約8.8%(特定事業選定時)	
契約金額	約57.2億円(税込)	
実施方針公表	平成16年11月22日	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・警察施設と民間収益施設を一団地認定したことによる容積率の増加。 ・従来方式における公共施設の財政支出に比べ44.3%という高いVFMを発揮。 ・警察施設は施設特有の要求事項が多く、民間の創意工夫を発揮できる点が少ないため、通常のPFIに馴染まないところがあると考えられていたが、本事業では、警視庁の警察施設として初の免震構造、太陽光パネル、壁面緑化が採用されるなど、民間のノウハウをふんだんに活用。 <p>【収益施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の提案により商業機能、居住機能など多様な機能を導入した複合的な施設の整備・運営。 ・定期借地:住宅、オフィス、商業施設 	

事業例②

出典：内閣府PFI推進室

○県営上安住宅整備事業

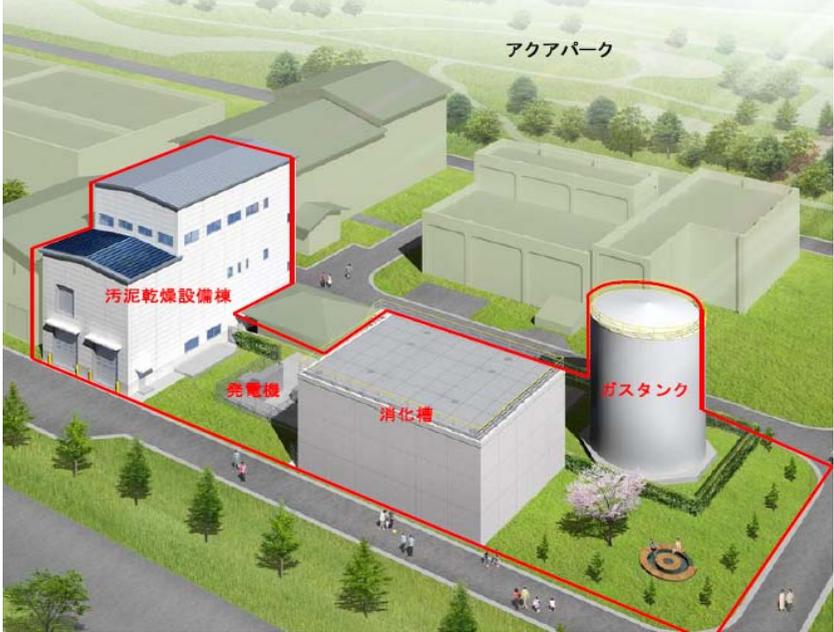
発注者	広島県	<p style="text-align: center;">施設概観</p>  <p style="text-align: right; font-size: small;">出典：広島県資料</p>
施設概要	住戸数：110戸 構造・規模：RC造・地上10階	
事業内容	公営住宅の整備・維持管理等 余剰地の活用	
事業期間	22年	
VFM	—	
契約金額	約11.6億円(税抜)	
実施方針公表	平成14年3月29日	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した公営住宅の統合と統合により発生する余剰地の活用事業。 ・県営住宅を核とし、民間施設を一体的に整備することによる住宅市街地の形成。 <p>【収益施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の提案による余剰地の活用。用地の譲渡又は定期借地も提案による。 ・定期借地(50年間)：公営住宅に託児所を合築。53万円／年 ・事業用定期借地(20年間)：物販施設 1,350万円／年 ・売却：社会福祉施設(民間事業者の提案による収益施設) 売却額：約3.6億円 	

事業例③

出典：内閣府PFI推進室

○黒部市下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業

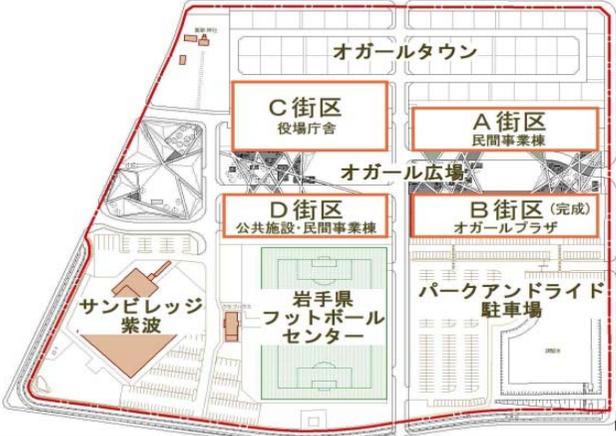
<http://www.city.kurobe.toyama.jp/event-topics/svTopiDtl.aspx?prev=1&servno=1124>

発注者	黒部市(富山県)	施設概観	
施設概要	施設規模:2,050㎡ バイオマスエネルギー利活用施設(混合槽、消化槽、発電設備、ボイラー等)、足湯	 <p style="text-align: right;">出典：黒部市HP</p>	
事業内容	下水道汚泥等やコーヒー粕から発生するバイオガス利用による、汚泥乾燥施設及び場内電力利用のための発電施設等の整備、維持管理		
事業期間	17年(維持管理運営期間15年)		
VFM	約4.1%(特定事業選定時)		
契約金額	約36億円		
実施方針公表	平成20年1月31日		
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・下水汚泥等と地域バイオマス(コーヒー粕)を活用したメタン発酵施設。 ・年間約100万m³生成されるバイオガスをエネルギー利用し、汚泥の乾燥燃料化や発電を行っている。 ・下水汚泥由来の乾燥物は、肥料登録され販売。また、発電所等の燃料としての活用に向けた取り組みを行っている。 ・発電した電力は施設の電力として利用し、使用電力50～80%を賄っている。 ・地域貢献を目的に、施設アメニティーとしてバイオガスを利用した足湯を設置。 ・下水道汚泥等濃縮汚泥量 : 25,810m³/年 ・地域バイオマス受入量 : 2,800m³/年 		

事業例④

出典：内閣府PFI推進室

○紫波中央駅前都市整備事業(オガールプロジェクト)

発注者	紫波町(岩手県)	施設概観
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ・計画面積 21.2ha(町有地10.7haを含む) ・公共施設 <ul style="list-style-type: none"> ①情報交流館 約2,700㎡ ②役場庁舎 約6,650㎡ ③道路、公園、下水道など 	 <p>オガールプラザ 出典：オガール紫波株式会社HP</p>  <p>出典：紫波町資料</p>
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・A街区 オガールベース(事業用定期借地) ・B街区 オガールプラザ(PFP、区分所有) ・C街区 役場庁舎(PFI) ・D街区 地域熱供給施設、保育所、民間棟 ・岩手県フットボールセンター(PFP、土地貸付) ・オガールタウン(建築条件付宅地分譲) 	
事業期間	平成21年4月～平成26年3月(第1期)	
概算事業費	52億4千万円(公共分、民間投資別途) 内、役場庁舎整備分 30億円(維持管理費除く)	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・町有地を活用し、財政負担を最小限に抑えながら、公共施設整備と民間施設等立地による複合開発を図る公民連携基本計画を策定。 ・県サッカー協会が、日本サッカー協会公認のグラウンドを整備し、本部を移転。 ・民間施設と交流館・図書館を併せた官民複合施設オガールプラザを官民が出資する株式会社が整備。 ・民間からの自由な提案を採用するため、2段階の事業者選定コンペ方式を実施。 ・町は会社への出資でオガールプラザ内に子育て応援施設を整備。 ・オガールプラザとオガールベース、役場庁舎は、地元の木材を用いて、地元企業が参画して建設。 	

2 最近の動向について

PFI法の改正経緯

出典：内閣府PFI推進室

平成11年 PFI法成立

平成13年 PFI法改正

- 行政財産の貸付
 - ・ 公共施設等の整備等を行う場合のPFI事業者に対する貸付
 - ・ 民間施設を合築する場合のPFI事業者に対する貸付
- 公共施設等の管理者等の範囲の拡大
 - ・ 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長を付加

平成17年 PFI法改正

- PFI事業が良好な公共サービスを提供するものであることを明確化
- 行政財産の貸付の拡大
 - ・ 民間施設を合築する場合：民間施設の部分をPFI事業者から譲渡された第三者への貸付
 - ・ 民間施設を併設する場合：民間施設がPFI事業の実施に資する場合の貸付

平成21年 自民党PFI推進調査会においてPFI法改正案をとりまとめ ※

平成23年 PFI法改正

- 対象施設の拡大：賃貸住宅、船舶・航空機、人工衛星等を追加（※自民党提案）
- 民間事業者による提案制度の導入：民間事業者による実施方針策定の提案（※自民党提案）
- 技術提案制度：高度な技術提案を踏まえることを規定（※自民党提案）
- 公共施設等運営権方式の導入：利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式の導入

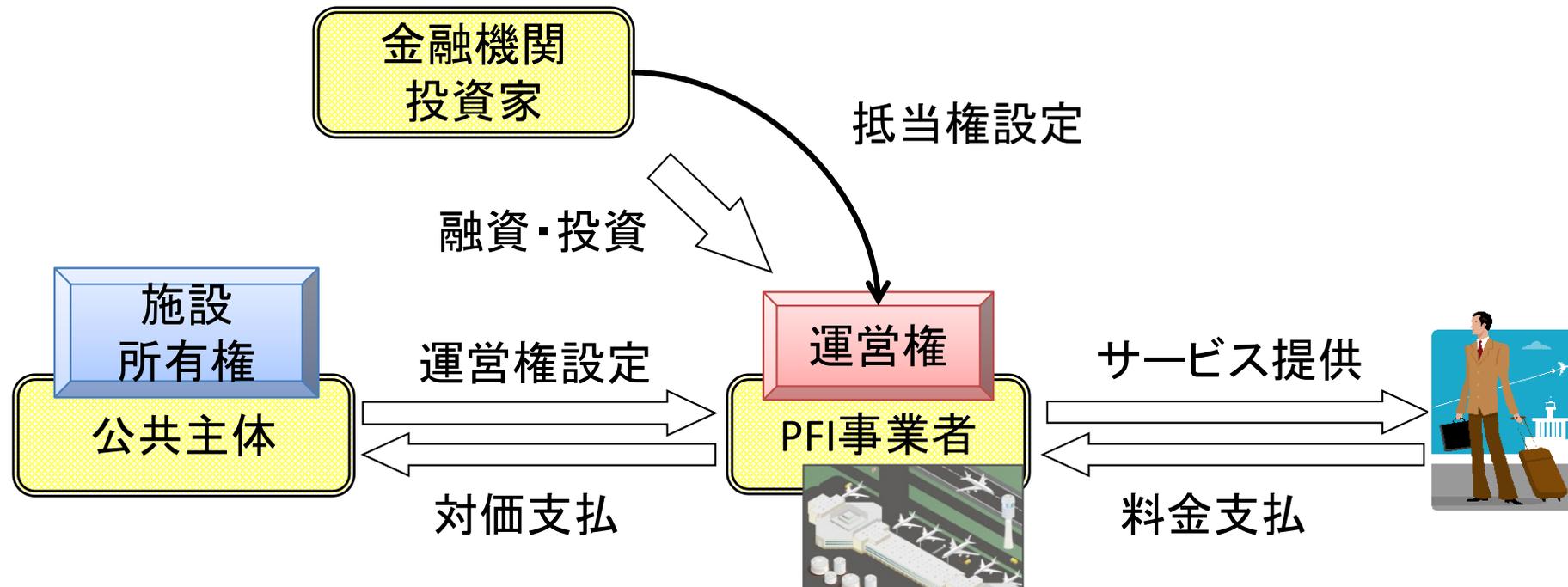
平成25年PFI法改正

- 官民連携インフラファンドの創設
 - ・ 公共施設等運営事業等への金融支援を行う(株)民間資金等活用事業推進機構の設立

公共施設等運営権について

出典：内閣府PFI推進室

- ・利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。
(平成23年PFI法改正により導入)
- ・公的主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供。



集中強化期間の取組方針について(概要)

出典:内閣府PFI推進室

「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」の取組を加速化し、地域における事業機会の創出や効率的なインフラ運営、サービスの向上、さらには、民間投資の喚起による経済成長を実現するため、公共施設等運営権方式について、集中強化期間・重点分野・数値目標を設定し、アクションプランの事業規模目標(10年間で2~3兆円)を前倒しし、政府一体となって取り組む。

○ 重点分野及び数値目標

集中強化期間

向こう3年間(平成26年度から28年度)

重点分野

空港、水道、下水道、道路

数値目標

- (1) 事業規模目標 : 2~3兆円 (今後10年間の目標を前倒し)
(2) 事業件数目標 : 空港6件 水道6件 下水道6件 道路1件

○ 重点的な取組

【事業環境の整備等】

- ・関空・伊丹空港及び仙台空港に係る公共施設等運営権の設定による事業の着実な実施
- ・地方道路公社の有料道路事業における公共施設等運営権方式の導入に向けた法制上の措置
- ・会計処理の整理、指定管理者制度との適用関係の明確化等、事業環境の整備 等

【地域への支援等】

- ・地方公共団体への働きかけ等による制度趣旨の理解や事業推進に向けた機運の醸成
- ・地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担についての支援のあり方の検討
- ・地域企業のノウハウ習得、地域人材の育成、民間資金等活用事業推進機構の活用等 等

※ 事業規模目標は、民間の提案、イニシアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有するべきものとして設定。

※ 事業件数目標は、地方公共団体が事業主体であること等を踏まえ、個別案件の状況を斟酌しつつ、事業実施の決定に至る前の段階の案件についても対象とすることとし、①集中強化期間に実施契約を締結する予定の案件、②実施方針公表段階となる予定の案件のほか、③事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の案件を対象。

仙台空港における取組状況

空港概要

○ 空港施設等

- 設置管理者: 国土交通大臣
- 面積: 239ha
- 滑走路: 1,200m × 45m, 3,000m × 45m
- 運用時間(利用時間): 14時間(7:30~21:30)

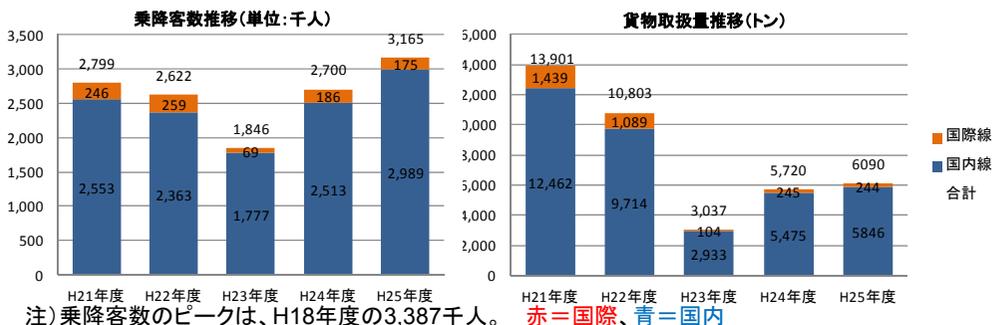


○ 航空ネットワークの状況

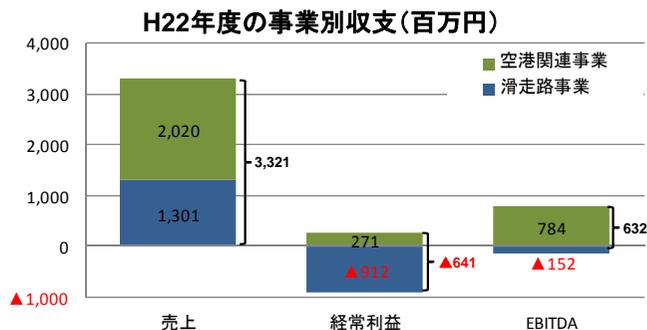
(平成26年4月時点)

- 国内線 10路線61往復/日
- 国際線 5路線13往復/週

○ 空港の利用状況(乗降客数・貨物取扱量推移)



○ 収支状況 (空港別収支)



最近の取組み

➢ 地元・宮城県では、早くから民間運営による活性化を**震災復興の起爆剤**と位置づけ、官民の関係者による検討を開始。

➢ 平成24年10月には、仙台空港の経営改革に関する宮城県の基本的な考え方等をまとめた『仙台空港の経営改革に関する宮城県基本方針』を策定。仙台空港のあるべき姿として、

- (1) **多くの旅客や貨物でにぎわう空港**
- (2) **東北地方の復興と発展をけん引する空港**
- (3) **民間の力を活用した地域と共に発展する空港**

を掲げるとともに、将来的には、過去のピーク時の2倍にあたる**旅客数600万人/年、貨物量5万トン/年**を目指すこととしている。

➢ また、平成25年7月には、官民の関係者から構成される『**仙台空港600万人・5万トン実現サポーター会議**』が設置され、仙台空港の民間委託と空港周辺地域の活性化に向けた機運醸成、情報発信を実施。



サポーター会議の様子(出典:宮城県HP)

➢ 国では、平成25年11月には、仙台空港の具体的な運営形態や経営手法について幅広く意見を募集する**マーケットサウンディング**を実施。

国土交通大臣は、仙台空港において民間による運営等を実施するため、先般実施したマーケットサウンディングにおいて得られた民間事業者からの提案内容等を参考にしつつ、仙台空港特定運営事業等実施方針を定める(PFI法第5条第1項、民活空港運営法第5条第2項)。

本事業の概要

○ 目的

民間の資金・経営能力の活用による空港の一体的かつ機動的な経営を実現し、内外交流人口拡大等による東北地方の活性化を図る

○ 事業期間

最長65年間 (当初30年+オプション延長30年以内、不可抗力等による延長)

○ 事業方式

- ・国は、公募により運営権者を選定
- ・運営権者は、本事業の遂行のみを目的とするSPCとし、滑走路等の運営(着陸料の收受等)とターミナルビル等の運営を一体的に実施
- ・運営権者は、国から公共施設等運営権の設定を受けることにより滑走路等の運営を実施、ビル会社の株式を取得することによりターミナルビル等の運営を実施
- ・国は、運営権者から、運営権対価を收受

○ 料金設定及び費用の負担

運営権者は、着陸料等、旅客取扱施設利用料その他の収入を設定・收受し、これらの収入により事業実施に要する費用を負担【独立採算型PFI事業】

※ 国は着陸料等の料金施策に係る提案を積極的に評価する予定

○ 本事業の範囲

- ・空港運営等事業 (滑走路等の維持管理・運営、着陸料等の設定・收受等)
- ・空港航空保安施設運営等事業 (航空灯火等の維持管理・運営等)
- ・環境対策事業 (緑地帯その他の緩衝地帯の造成・管理等)
- ・ビル・駐車場事業 (旅客・貨物ビル施設事業、駐車場施設事業)
- ・その他 (応募者による提案業務(地域共生事業、空港利用促進事業)等)

運営権者の募集・選定

※スケジュールは現時点での想定であり、今後、変更があり得る

○ 宮城県によるビル株式売却先確認手続

(H26.7~12)

県が定める一定条件を満たす応募企業又は代表企業を3者以上選定

○ 国による優先交渉権者選定手続

(H26.12~H27.8)

- ・宮城県による確認手続を経ていること等、応募者が一定の参加資格要件(*)を満たしているかを確認の上、優先交渉権者を選定
 (*)その他、航空会社による出資比率規制等を設ける
- ・評価の客観性を担保するため、有識者等から構成される審査委員会を設置
 (国及び宮城県の代表各1名を含む数名を選任予定)
- ・地域活性化等の実現に資する者を総合的に判断のうえ優先交渉権者を選定
 (運営権対価は0円を上回るものとして提案を受け)
- ・優先交渉権者が設立したSPCと実施契約を締結、所要の引継ぎを実施

⇒ 上記の各手続を経た上で、平成27年度中の運営委託開始を目指す

募集要項の概要

○ 応募者の参加資格要件

- 宮城県から『株式譲受確認書』の交付を受けていること
- 審査委員の属する企業・法人と資本面、人事面等において関連のある者でないこと
- PFI法に定める欠格事由に該当しないこと
- 航空会社等による出資規制に抵触していないこと 等

○ **審査委員会の設置** 第二次審査参加者の選定(第一次審査)、優先交渉権者の選定(第二次審査)に当たっての客観的な評価を行うため、**学識3名、経済界1名、専門家2名、行政2名の計8名から構成される審査委員会**を設置

○ **スケジュール** ※現時点での想定であり、今後、変更があり得る

平成26年12月5日	第一次審査書類の提出期限 (3者以上から提案を受付け)	平成27年5月19日	第二次審査書類の提出期限
平成27年1月26日	第一次審査結果の通知(3者程度に絞り込み)	平成27年8月頃	優先交渉権者の選定、基本協定の締結
平成27年2月9日～5月1日	競争的対話の実施	平成27年11月頃	運営権設定、実施契約締結
		平成28年3月下旬	空港運営事業開始

【参考】宮城県による事前確認手続のスケジュール

平成26年 7月22日	参加表明書の提出期限	平成26年 8月18日～11月14日	対象施設の現地調査
平成26年 8月 1日	参加資格確認手続資料の提出 (同11日確認結果の通知)	平成26年12月 5日	株式譲受確認手続資料の提出 (同12日確認結果の通知(確認書の交付))

○ **その他の公募条件** 本事業に係る事業期間、事業方式、事業範囲等を規定

募集要項と併せて開示する主な資料

○ 基本協定書(案)

⇒ 優先交渉権者による**SPC設立義務等**を定めたもの
(国⇄優先交渉権者間で締結)

○ 優先交渉権者選定基準

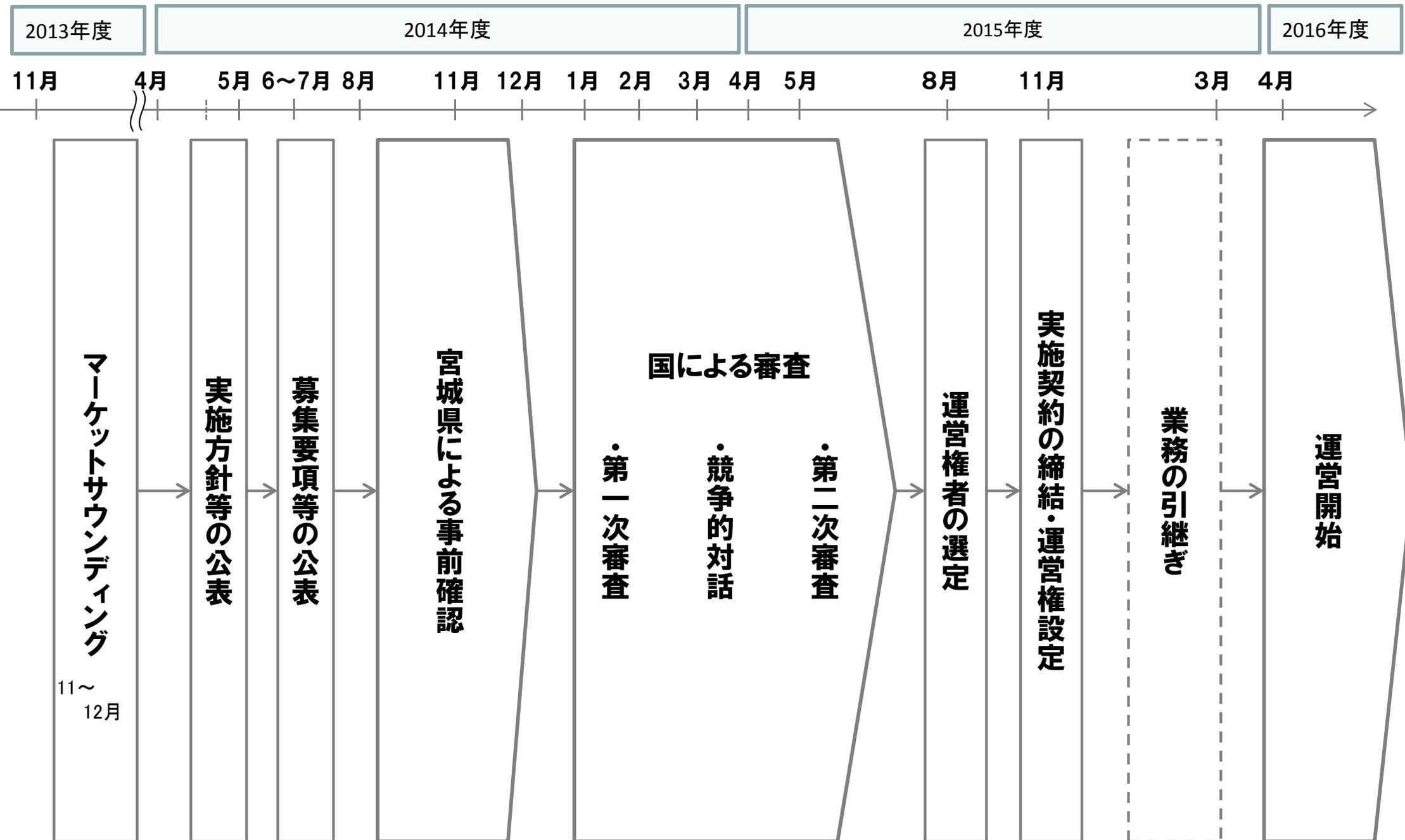
⇒ 国による優先交渉権者の**選定方法、評価基準**等を定めたもの
等

○ 公共施設等運営権実施契約書(案)

⇒ 国と運営権者の**権利義務関係**を定めたもの
(国⇄運営権者間で締結)

仙台空港運営委託に向けた現時点での想定スケジュール

※スケジュールは現時点での想定であり、今後、変更があり得る



- 新関空会社が関空・伊丹両空港を一体的に運営し、事業価値の増加を図るとともに、**できる限り速やかにコンセッションの手續を進めることを目指し、準備中。**(※現時点での見込み:可能な限り速やかに運営権を設定し、早ければ平成27年度にも運営委託を開始。)
- 事業価値向上のための具体的取り組みとして、**LCCによる関空拠点化**や**米国フェデックス社の北太平洋地区ハブ化等**を推進。
- 7月25日に、新関空会社が**PFI法に基づく実施方針を策定・公表。**

事業価値の最大化に向けた具体的取り組み

関空のLCC拠点化

LCCの関空拠点化 ※平成26年8月現在

- **ピーチ・アビエーション** **国内線:9路線、20便/日** **国際線:5路線、63便/週**
就航都市: 新千歳、仙台、成田、松山、福岡、長崎、鹿児島、那覇、新石垣、ソウル、釜山、台北、高雄、香港
- **ジェットスター・ジャパン** **国内線:4路線、13便/日**
就航都市: 新千歳、成田、福岡、那覇

<関空に乗り入れているその他のLCC(国際線)>

・チェジュ航空	・香港エクスプレス航空	・ジェットスター・アジア航空
・エアササン	・春秋航空	・エアアジアX
・イースター航空	・セブ・パシフィック航空	・ジェットスター航空

LCC専用ターミナルの整備

- 第2ターミナル(LCC専用)の供用開始(平成24年10月28日)
- 第3ターミナル(LCC専用)の整備(平成28年下期供用開始予定)

フェデックスによる関空の北太平洋地区ハブ化の概要

- 延床面積25,000㎡のフェデックス専用施設を新関空会社が建設。
- 2014年度夏スケジュールからの運用開始。

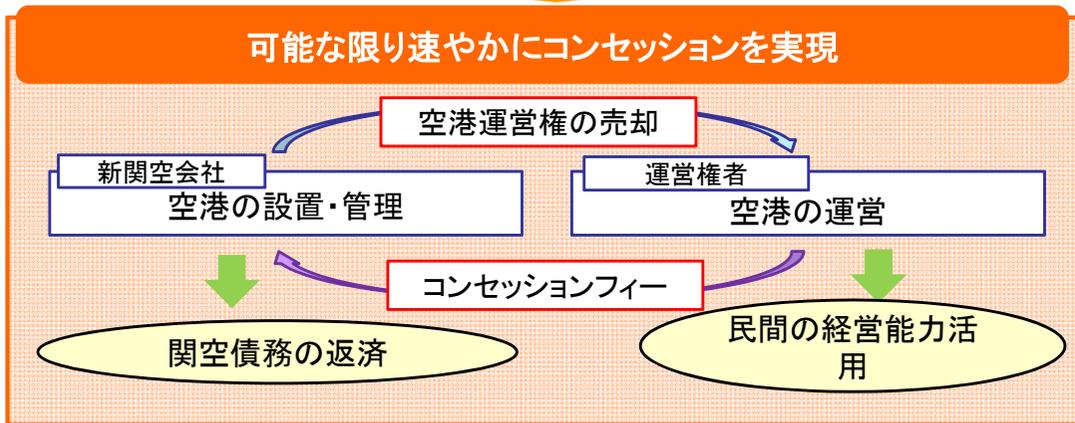
魅力ある商業エリアの創造

- 関空第1ターミナルの改修(免税店舗の増床等)(平成26年度末完成予定)
- 伊丹ターミナルビル会社(OAT)の完全子会社化(平成25年)

新関空会社中期経営計画(平成24年10月公表)における成長目標 (平成26年度までの目標)

①発着回数	: 23.1万回	⇒	30万回
②旅客数	: 2,677万人	⇒	3,300万人
③貨物量	: 82.5万トン	⇒	100万トン
④売上	: 1,188億円	⇒	1,500億円
⑤EBITDA	: 426億円	⇒	605億円

・数値は全て関空・伊丹の合計。
 ・赤字の数値は平成26年度目標値。
 ・黒字の数値は平成23年度実績値。
 ・ただし、売上については、伊丹のみ平成22年度実績値。
 ・EBITDAは営業利益+減価償却費で算出。



「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)の具体化

「PPP/PFIの活用については、我が国における独立採算型等のPFI事業の推進等を行うために…関西空港・伊丹空港等における取組が先行して進められている。」

「公共施設等運営権方式について、2016年度末までの3年間を集中強化期間に設定し、この期間内に達成すべき数値目標(空港6件、上水道6件、下水道6件、道路1件)を設定する。さらに2022年までの10年間で2~3兆円の事業規模を達成する目標を2016年度末までの3年間に前倒しする。」

1. PFI実施箇所

○下水道分野におけるPFI事業の実施は7箇所(平成25年度末現在)であり、全て消化ガス発電や汚泥燃料化など、資源有効利用事業である。

地方公共団体	事業種別	概要
東京都	消化ガス発電	発電設備整備・運営
横浜市	改良土製造	改良土プラント増設・運営
	消化ガス発電	発電設備整備・運営
	汚泥燃料化	汚泥燃料化施設整備・運営
黒部市	消化ガス発電 汚泥燃料化	バイオマス利活用施設整備・運営
大阪市	消化ガス発電	消化ガス発電設備整備・運営
	汚泥燃料化	汚泥燃料化施設整備・運営

2. 公共施設等運営権方式に関する浜松市の取組事例

○平成26年3月、国土交通省は、有識者検討会（平成24～25年度）での審議を踏まえ、「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（案）」を策定・公表（公共施設等運営事業の実施検討における基本的な考え方を解説）。



○西遠流域下水道について (※)

- 平成28年3月末に静岡県から浜松市に移管
- 浜松市下水道事業の6～7割(汚水処理水量)を占める最大の処理区
- 浄化センター、中継ポンプ場、幹線管路等の資産が移管

➡ 移管に伴い、管理体制の確立、民間の創意工夫による事業効率化のため、公共施設等運営権方式の活用を検討

(※) 複数の市町村にまたがる下水道は、流域下水道として都道府県が管理を行う。浜松市の場合、市町村合併に伴い流域が浜松市のみ(合併前:浜松市、浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町)となったため、合併特例法の適用により合併後10年後(平成28年3月末)に静岡県から浜松市に移管されることとなっている。

3 総務省における取組について

公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策等の推進

地方公共団体が、厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置を実現。併せて、更新時等における民間事業者の参入促進や国土強靱化の推進を図る。

取組の内容

(1) 「公共施設等総合管理計画」の策定

(平成26年4月22日総務大臣通知により策定要請)

<公共施設等総合管理計画の内容>

1. 所有施設等の現状

- ・公共施設等の現況及び将来の見通し
- ・総人口や年代別人口についての今後の見通し
- ・公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込み

2. 施設全体の管理に関する基本的な方針

- ・計画期間:10年以上とする。
- ・全ての公共施設等を対象に、情報を管理・集約部署を定めるなどして作成することが望ましい。
- ・現状分析を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を記載。
- ・計画の進捗状況等に応じ、順次計画をバージョンアップする。
今後は、管理に関する基礎情報として固定資産台帳を活用することが望ましい。

(2) 地方財政措置

- ・計画策定に要する経費について、平成26年からの3年間にわたり特別交付税措置(措置率1/2)
- ・計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設(平成26年3月20日地方財政法改正済)

【特例期間】平成26年度以降当分の間、地方債の充当率75%(資金手当)
【地方債計画計上額】300億円(一般単独事業(一般)の内数)

取組の推進イメージ

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策の推進
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

まちづくり

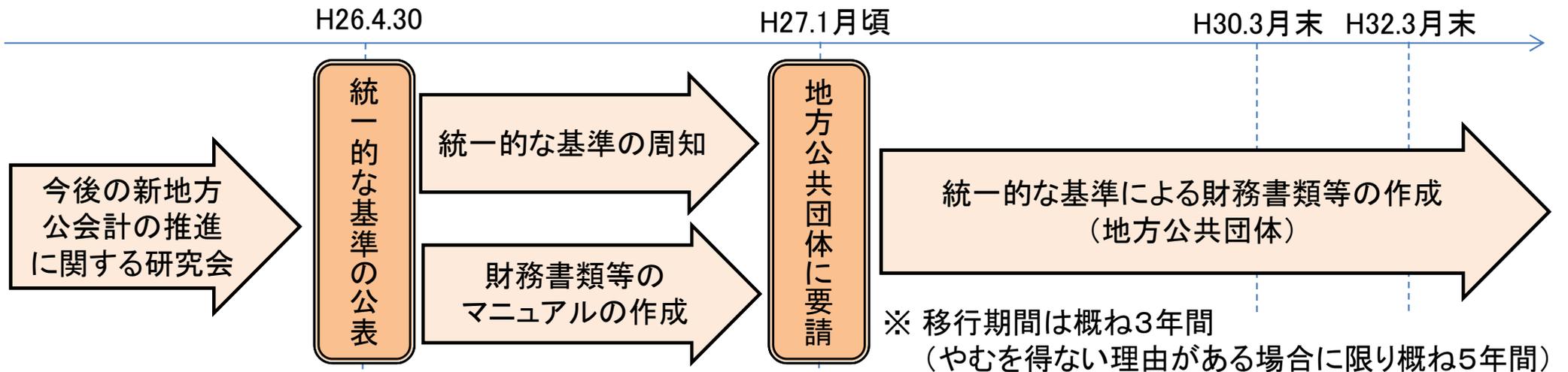
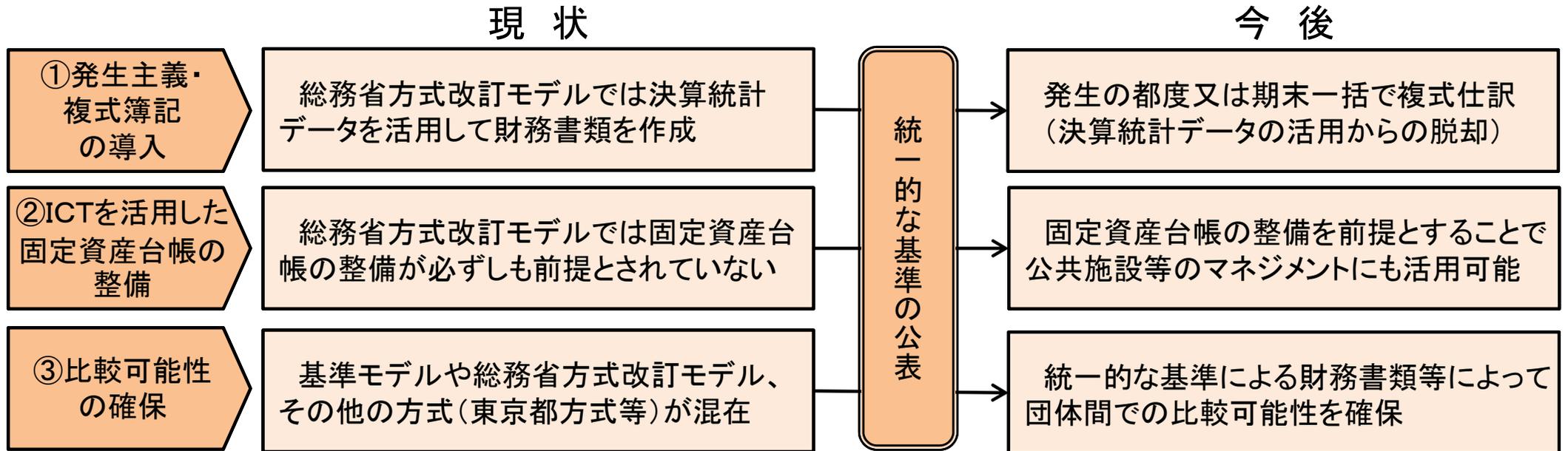
- PPP/PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

今後の地方公会計の整備促進について

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保を促進する。



地方公会計システムの構築について（イメージ）

地方公会計システムを導入していない自治体をはじめ、標準的なソフトウェアの利用を促す

〔想定スケジュール〕

平成26年度：【国、地方共同法人】仕様書の検討等

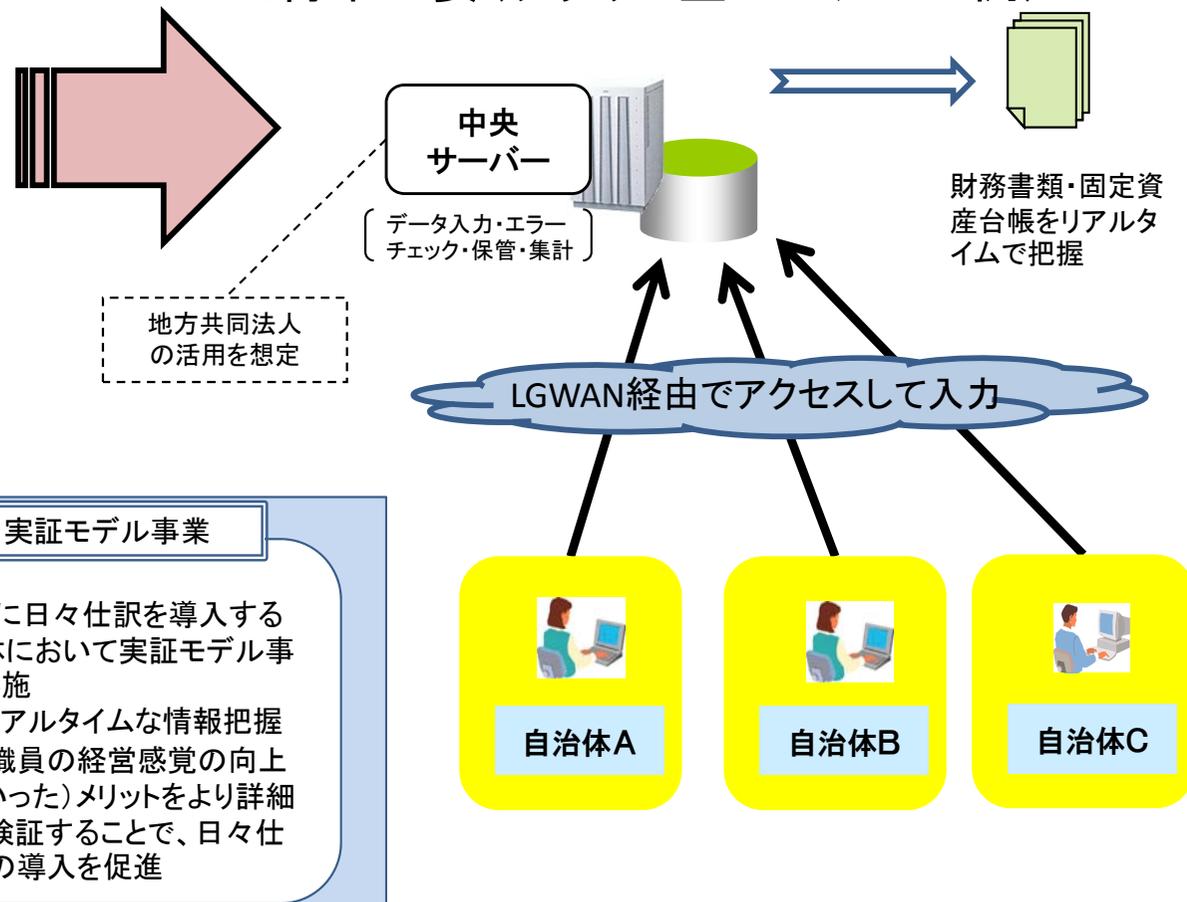
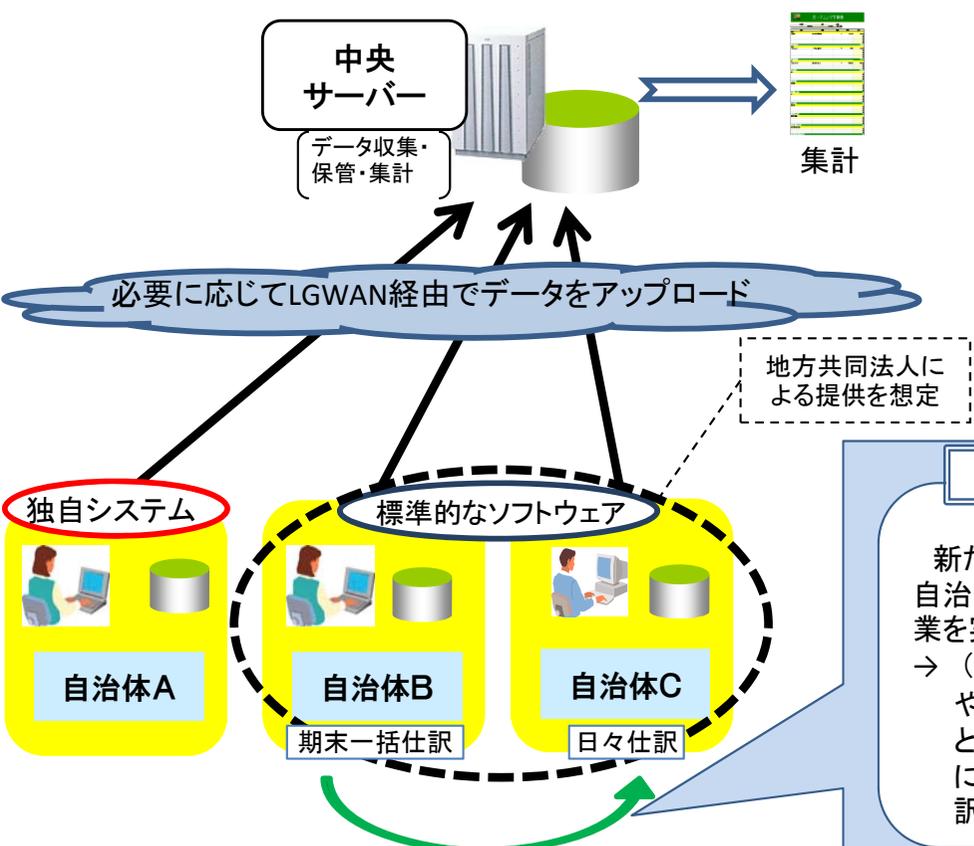
平成27年度：【国、地方共同法人】開発

【自治体】固定資産台帳整備の準備(資産の棚卸等)等

【自治体】運用開始

<当面の取組>

<将来の姿(クラウド型システムの例)>



実証モデル事業

新たに日々仕訳を導入する自治体において実証モデル事業を実施
 → (リアルタイムな情報把握や職員の経営感覚の向上といった)メリットをより詳細に検証することで、日々仕訳の導入を促進

地方公営企業法の適用に関する実務研究会について

地方公営企業法の適用に関する研究会（H25年度）

報告書概要

- 普及・拡大から経営の時代への転換期を迎え、地方公営企業がサービスを持続的・安定的に供給するためには、経営情報の的確な把握や経済性の発揮、企業間での経営状況の比較等が求められる。その前提として財務規定等の適用が不可欠。
- 特に経営管理の必要性の高まりが顕著な簡易水道事業・下水道事業は、適用範囲拡大の対象とすべき。
- 様々な課題に対応し、適用範囲の拡大を円滑かつ着実に進めるため、ロードマップを示すべき。



地方公営企業法の適用に関する実務研究会（H26年度）

趣旨・目的

地方公営企業会計制度について、総務省においては、資本制度の見直し、会計基準の見直しを行い、公営企業を取り巻く環境が著しく変化する中において、引き続き公営企業が住民サービスを安定的に提供するための環境整備を行ってきたところである。

そのように整備された会計制度をどの範囲の事業に適用させるべきか、残された課題である財務適用範囲の拡大については、昨年度、総務省において「地方公営企業法の適用に関する研究会」を開催し検討を行った。同研究会の報告書では、公営企業の有する施設の維持管理・更新等が喫緊の課題となっている中、特に簡易水道事業、下水道事業については財務規定等の適用の必要性が高いと報告されている。

また、固定資産情報の整備・台帳整備の手法を示すことを中心とした法適用のマニュアルを整備する必要性についても触れられている。こうした報告等を踏まえ、財務規定等の適用を円滑かつ着実に推進するため、本研究会では、地方公営企業の財務適用等の適用に関する実務的な取扱いの整理を行い、その内容を手引きとしてとりまとめる。

開催実績等

- 第1回研究会（平成26年6月17日（火）） 地方公営企業の法適化をめぐる現状と課題 地方公営企業法の適用に係る検討について
 - 第2回研究会（平成26年6月26日（木）） 固定資産情報の整備 移行手順の全体像
 - 第3回研究会（平成26年7月29日（火）） 中間的な論点整理
- ⇒今後、中間まとめを経て、年度内に最終報告（予定）